

決定要旨（令和3年（ヨ）第449号）

【決定日】

令和4年12月20日

【裁判体】

大阪地方裁判所 第1民事部 裁判長裁判官 井上直哉

裁判官 三宅知三郎

裁判官 太田多恵

【事案の概要】

本件は、債務者（関西電力株式会社）が福井県三方郡美浜町に設置、運用している美浜原子力発電所3号炉（以下「本件発電所」という。）について、本件発電所から一定距離の範囲内に居住する債権者らが、本件発電所は運転開始後40年以上経過して老朽化しており、特に地震に対する安全性を欠いているほか、避難計画にも不備があるから、その運転中に放射性物質を環境中に大量に放出する重大事故を起こし、債権者らの人格権が侵害される具体的危険があるとして、人格権に基づき、本件発電所の運転を仮に差し止める仮処分を求める事案である。

【主文】

本件申立てをいずれも却下する。

【争点に対する判断の概要】

1 争点1（司法審査の在り方（判断の枠組み））について

一般に、被保全権利の主張疎明責任は債権者側が負うものと解されるから、本件発電所が確保すべき安全性を欠き、債権者らの生命、身体及び健康を侵害する具体的危険が存することは、債権者らが主張、疎明すべきである。ただし、事業者である債務者は、原子力規制委員会の具体的審査基準の内容やその適合性判断の合理性について専門技術的な知見及び資料を十分に保有していると認められるから、債務者において、具体的審査基準に不合理な点がないこと、本件発電所が同審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断について、調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないなどの不合理な点がないことを、相当の根拠及び資料に基づいて主張、疎明する必要があり、債務者がこの主張疎明を尽くさない場合には、具体的危険が存在することが事実上推認されると解すべきである。他方、債務者がこの主張疎明を尽くした場合には、債権者らにおいて、本件発電所の安全性に欠ける点があり、債権者らの人格的利益が侵害される具体的危険が存在することについて、主張、疎明する必要がある。

2 争点2（1）（判断に当たり考慮すべき事情）について

（1）高経年化について

新規制基準（原子力規制委員会の規則、告示及び内規等の総称）は、高経年化対策として、発電用原子炉設置者に対し、30年を超えて運転を継続する原子力発電所について、30年目、40年目及び50年目を節目として、それぞれ経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき長期施設管理方針を策定することを求めるほか、40年を超える運転期間の延長については、特別点検や劣化状況評価の実施、長期施設管理方針の策定を求め、原子力規制委員会による運転期間延長認可処分等を受けた場合に限り運転期間の延長が認められるとされているところ、債務者は、これらの規制内容に沿った対応を行い、それを受けて、原子力規制委員会が運転期間延長認可処分等を行ったことが認められる。債権者らは、劣化状況評価のうち、特に、中性子照射脆化評価が適切でないこと、主給水喪失と外部電源喪失が同時に起こった場合の対応について、老朽化した機器では正常な作動が期待できないことを主張する。しかし、有識者の議論や原子力規制委員会の技術評価の内容等を踏まえると、中性子照射脆化評価についての債務者の評価手法が不合理であるとはいえず、原子力規制委員会による審査にも問題があるとは認められない。また、主給水喪失と外部電源喪失が同時に起こった場合の対応についても、債権者らの主張は根拠に乏しいと言わざるを得ない。したがって、本件発電所が運転開始後40年以上経過していることをもって、新規制基準が定める高経年化対策以上に、本件発電所の安全性を厳格、慎重に判断しなければならないとする事情は認められない。

（２）耐震安全性の余裕について

債権者らは、本件発電所の基準地震動が運転開始時には405ガルと設定されたが、その後993ガルまで引き上げられたことについて、設計建設時に安全率が設定されておらず、当初の安全余裕を食いつぶしているに過ぎないなどとして、本件発電所の安全性に問題があると主張する。しかし、債務者は、耐震補強工事を実施しており、同工事を前提として、機器等のばらつきや不確かさを保守的に考慮して耐震安全性を評価していると認められるから、安全率が設定されておらず、基準地震動が引き上げられたとしても、そのことをもって本件発電所の安全性に問題があるとは認められない。

3 争点2（2）（新規制基準の合理性及び同基準への適合性）について

（1）原子炉建屋の変位のおそれのない地盤への設置の有無について

原子炉建屋等の耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない（設置許可基準規則3条3項）、「変位」とは「将来活動する可能性のある断層等が活動することにより地盤に与えるずれ」をいい、「将来活動する可能性のある断層等」とは後期更新世（約12～13万年前）以降の活動が否定できない断層等とされている（設置許可基準規則解釈別記1第3条3項）。

債務者は、各種調査を実施して、本件発電所の敷地内に確認された破碎帯（岩石が押し潰されて破碎された帯状の部分）について後期更新世以降の活動が否定されると評価し、原子力規制委員会も新規制基準への適合性を認めた。これに対し、債権者らは、熊本地震では、これまで知られていなかった副断層等が活動しており、この知見を踏まえずに、後期更新世以降の活動性だけを判断基準とするのは問題があるなどとして、本件発電所の敷地に変位が生ずるおそれがないと判断するのは不合理であると主張する。しかし、本件発電所の周辺地域の地盤は、熊本地震の地盤と特性が異なり、債務者は主断層か副断層かを問わずに本件発電所の敷地内の破碎帯の活動性について詳細な調査を行っているから、熊本地震の発生状況を前提とする債権者らの主張には理由がなく、債務者の評価及び原子力規制委員会の判断に不合理な点は認められない。

（２）内陸地殻内地震の震源位置に関する考慮について

耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず（設置許可基準規則４条３項）、基準地震動の策定の際に選定した検討用地震のうち、「震源が敷地に極めて近い場合」には、最新の科学的・技術的知見を踏まえた上で、さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定することが求められている（設置許可基準規則解釈別記２第４条５項２号⑥）。債権者らは、本件発電所の東側約１kmに白木－丹生断層及び西側約３kmにC断層の各露頭、直下約４kmにC断層の震源があり、基準地震動を策定するには上記の特別の考慮が必要であるのに、その検討もされていないと主張する。しかし、上記規定の策定に向けた議論では、適用範囲の解釈指針を示すような明確な議論はされておらず、上記の距離よりも近い距離を想定していたことをうかがわせる事情もあることからすると、震源から一定の距離がある本件発電所について、原子力規制委員会が「震源が敷地に極めて近い場合」に該当すると判断せずに、上記規定の適用について債務者に検討させなかったことが不合理であるとはいえない。

（３）使用する経験式の適切性について

債務者は、基準地震動の策定に当たり、地震規模を、断層の長さから求める経験式である松田式、断層面積から求める経験式である入倉・三宅式を使用しているところ、債権者らは、これらの経験式を用いる合理性はなく不適切である上、これらの経験式を用いるには、観測データのばらつきを考慮することが求められている（改正前の基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドⅠ 3.2.3（２）、以下「本件ばらつき条項」という。）にもかかわらず、地震規模の設定に当たり考慮されておらず、本件ばらつき条項に反するなど主張する。しかし、これらの経験式は、強震動予測の際に使用できるものとして広く知られ、一般的な信頼性を有するから、用いることが不適切であるとはいえない

い。また、債務者は、各種の不確かさを考慮した条件設定を行った上で、地震動を評価しており、このような評価は、経験式の有するばらつきの考慮について、専門家らから提出された意見書の内容にも沿ったものであることを踏まえ、不確かさの考慮とは別に観測データのばらつきを考慮していないとしても、本件ばらつき条項に反するものとはいえず、新規制基準への適合性を認めた原子力規制委員会の判断に不合理な点は認められない。

(4) 繰り返しの地震の考慮について

債権者らは、熊本地震では震度7の地震が短時間に2度発生していることなどを踏まえ、基準地震動が原子力発電所を繰り返し襲うことを想定していない新規制基準は不合理であるなどと主張する。しかし、熊本地震の前震及び本震の地震規模は、想定した地震規模よりも小さく、基準地震動相当の地震動が短時間で2度発生したわけではないから、熊本地震の発生状況を根拠として新規制基準が不合理であるとはいえない。

4 争点3（避難計画の不備）について

原子力発電所における事故防止及び事故の影響緩和の手段には、複数の連続した防護レベルが独立して有効に機能することを求める深層防護の考え方が適用される。債権者らは、第5の防護レベル（避難計画等）が不十分であれば、他の防護レベルが確保されているとしても、安全とはいえず、周辺住民の人格権が侵害される具体的危険があるとの前提に立って、本件発電所についての避難計画には複数の不備があり、本件発電所は安全性を欠くと主張する。しかし、人格権侵害の具体的危険が存在するか否かにおいて、第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当ではなく、本件では、債権者らが避難を要するような事態が発生する具体的危険について十分な疎明があるとはいえないから、債権者らの主張は前提を欠くというべきである。しかも、本件発電所についての避難計画に不備があるとも認められない。

5 結論

以上によれば、本件では被保全権利の疎明があるとはいえないから、保全の必要性について判断するまでもなく、債権者らの申立てはいずれも理由がない。

以上